

平成29年6月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成29年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年6月1日(木) 午後2時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第14号 平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第15号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
議案第16号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第17号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
議案第18号 市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について
議案第19号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について
 - 5 報告第6号 平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第14号 平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第15号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
議案第16号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第17号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
議案第18号 市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について
議案第19号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について
 - 2 報告第6号 平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について

3 その他(1) 平成29年度における教科書展示会について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	五十嵐	芙美子
委員	小林	正貫
委員	平田	信江
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
生涯学習部長	佐野	滋人
生涯学習部次長	伊藤	幸仁
学校教育部長	永田	博彦
学校教育部次長	井上	栄
教育総務課長	板垣	道佳
教育政策課長	根本	泰雄
教育施設課長	湯本	明男
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	関上	亨
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	石塚	浩
指導課長	吉野	和雅
就学支援課長	六郷	真紀子
保健体育課長	佐藤	伸雄
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	高井	申明
子育て支援課長	岡崎	祥江

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	鈴木	庸代
”	主 任	大島	裕美

” 主任主事 加澤 俊

○教育長

ただいまから、平成29年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案6件、報告1件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第6号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件がすべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、島田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、よろしく願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、早速「議案」に入ります。議案第14号「平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。議案第14号「平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」ご説明いたします。議事日程の1ページをご覧ください。この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、提案するものでございます。この点検・評価につきましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、5月15日、市川市教育振興審議会に諮問を行い、5月22日、審議会から答申がございましたので、この答申を踏まえて点検・評価報告書(案)を作成したものでございます。審議会の答申についてご説明いたします。別冊1の「点検・

評価報告書(案)」の81ページをご覧ください。こちらが審議会からいただきました答申書で、全6ページでございます。その構成は、1ページ目に諮問に対する「答申」があり、2ページ目に「審議経過」、3ページ目に「答申理由」、そして、4ページ目以降に答申以外のご意見がまとめられた「今後の施策の推進に関する提言」となっております。次に、答申の内容についてご説明いたします。お手数ですが、81ページにお戻りください。調査審議の結果は、教育委員会の点検・評価の結果を「妥当」と評価した上で、施策1-4-2に関し、今後の対応策の部分について再考を求め、また「成果指標の表し方等」について留意事項が付されております。83ページ、「2 答申理由」の(1)の①、施策1-4-2「情報教育の推進」につきまして、「成果指標の現状値がそれぞれ目標値に近い値を示していることは理解できるが、近年の急速な情報化の進展を考慮すると、本市の情報教育をより一層推進するには、ソフト面の教育内容だけでなく、ハード面の教育環境についても一体的に整備する必要がある。したがって、今後の対応にその視点を付記することが適当である。」とのご意見をいただきました。この答申を踏まえまして、当該施策の対応について再考いたしました。別冊1の24ページをご覧ください。施策1-4-2の「3. 対応」に、「施策の推進に当たって事業の拡充を図る場合は、教育内容の充実と合わせて、教育環境の整備についても検討する。」という部分を加えたものでございます。また、留意事項につきましては、83ページをお願いいたします。「公表することとなる点検・評価報告書の内容について、市民への説明責任を十分に果たすため、評価の内容が市民に正確に伝わるよう、成果指標に補足データや必要な注記を加えるなど、その表し方等に留意されたい。」とのご意見をいただいております。この点につきまして、66ページをお願いいたします。施策3-3-3「学校の危機管理体制の充実」における成果指標は、セーフティスクールプランにおける、22の取り組みについて、学校ごとに4段階評価した結果が用いられております。本来、学校が毎年の取り組みをきちんと実施していれば、評価は3以上となりますが、成果指標では「積極的・計画的・多面的に実施」したという評価4のみで表すこととなっております。そのため、従来表記だけでは55校中2ないし4校しかきちんとした取り組みがなされていないと受け取られかねず、教育委員会の評価とつながらないように受け止められてしまいますので、28年度から評価3以上の学校数を補足データとして加えるとともに、注記を加えたものでございます。なお、このような視点は、次年度以降の点検・評価作業に反映させていきたいと考えております。最後に、85ページをお願いいたします。提言の(3)の①、施策3-3-1でございます。審議会委員から、近隣で悲しい事件があったことも踏まえまして、子どもの安全・安心に関してどこかで触れていただきたいとのご意見をいただきました。この点につきまして、63ページをお願いいたします。本来、本市の評価と直接結びつくものではありませんが、このようなタイミング

であることも考慮しまして、「3. 対応」の欄に「家庭・学校・地域の協力体制とともに、関係機関との連携を密にしながら、子どもの安全・安心のより一層の確保に努める。」という部分を加えたものでございます。以上のとおり、審議会の答申を踏まえて点検・評価報告書(案)を作成いたしました。最後に、今後の予定でございますが、本日、本案につきましてご承認いただけましたら、6月中に、点検・評価報告書を議会に提出するとともに、本市ホームページに掲載するなどの方法により、公表させていただきたいと考えております。以上、「平成28年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第15号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。議案第15号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議事資料の2ページをご覧ください。本案は、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」における「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会に関する規定が改められたことを踏まえ、この法の規定に基づき、教育委員会規則で定める事項についても見直す必要があることから、提案をさせていただくものでございます。もととなる法律改正の主な内容といたしましては、これまでは教育委員会が指定した学校に設置するものとしていた学校運営協議会が、すべての学校に設置する努力義務が課せられたことや、委員として「地域学校協働活動推進員」という、本市で申しますと「学校支援コーディネーター」を明示されたこと。そして、教職員の任用に関する意見の申し出について教育委員会規則で定めることなどとなっております。議事資料7ページ、新旧対照表をご覧ください。第2条におきましては、指定というものがなくなりましたことから、別表に定めるものとしております。第3条では見出しを変更し、文言の

整理と指定の関係する第3項、第4項を削除し、8ページをお願いいたします。第5条では3号委員として対象学校の運営に資する活動を行う者を追加しております。また、委員の任期につきましては塩浜学園で運営した結果を踏まえまして、2年間以内としております。9ページをお願いいたします。対象学校の職員の任用に関する協議会の意見の申し出につきまして、第12条を新たに追加し、1号で学校運営の基本的な方針の実現に資することとし、2号では教育上の課題を踏まえたものとしております。10ページをお願いいたします。第2条で定める別表として学校運営協議会を置くこととした学校を明示しております。また、今回の規則改正に併せまして11ページをお願いいたします。「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則」につきましても学校運営協議会に関する文言の整理をしたものでございます。以上、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。それでは質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第16号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○社会教育課長

はい、社会教育課長です。議案第16号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議事資料の12ページをご覧ください。公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとして、社会教育法第29条に規定されております。本案は、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条の規定に基づき、本年6月5日をもって全員が任期満了となることから、委員10名の委嘱を提案させていただくものです。新たな任期につきましては、平成29年6月6日から平成31年6月5日までの2年間となります。委員の構成につきましては、13ページをお願いいたします。「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」のご説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。説明は終わりましたが、何か質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第

16号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第17号「市川市博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○考古博物館長

はい、考古博物館長です。議案第17号「市川市博物館協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。資料14ページをご覧ください。このたび、考古博物館長の諮問機関である市川市博物館協議会委員の任期が本年7月で満了となります。これに伴い、「市川市立博物館の設置及び管理に関する条例」第10条の規定に基づき、新たに委員を15ページ名簿案のとおり委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものです。委員は、学校関係者による第1号委員が2名、社会教育関係者による第2号委員が1名、家庭教育関係者による第3号委員が2名、学識経験者による第4号委員10名の計15名です。委員のうち、前任期からの再任が8人、新任が7人となり、女性委員は前任期より1人増えて、5人となり構成比率は、33.3%でございます。任期は2年間で、本年7月5日から平成31年7月4日までとなります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。説明は終わりましたが、何か質疑はございますか。よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第18号「市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第18号「市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。議事日程16ページから18ページをご覧ください。市川市少年補導員のうち、辞職願の届けが、ありました第1号委員、PTA会員17名及び第4号委員、民間有識者4名、合計21名を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第9条及び同施行規則第4条の規定に基づき、関係機関から推薦のあった21名を少年補導員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。説明

は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続いて、議案第19号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○子育て支援課長

はい、子育て支援課長でございます。議案第19号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」ご説明いたします。恐れ入ります、27ページをお願いいたします。市川市子ども・子育て会議委員について、平成29年7月1日付けで新たに委員を委嘱することに関し、市川市子ども・子育て会議条例第4条の規定に基づき、貴教育委員会の意見を求めます。当会議は、「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたり、子ども・子育て支援に関する事項、及びその他児童福祉に関する事項を調査・審議するため、平成25年7月より設置しております。今回、第二期委員が本年6月30日をもって任期満了となることから、第三期会議委員の委嘱を提案させていただくものでございます。平成31年6月30日までの2年間を任期とし、学識経験のある者、関係団体の推薦を受けた者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者、公募で選出した市民委員の5つの区分から、合計15名で構成しております。詳細は、配付資料の委員名簿をご参照いただきますようお願いいたします。以上このことについて、おはかり頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。はい、小林委員。

○小林委員

第5号委員は公募とおっしゃいましたが、この2名の他にも多数の応募される方があったのでしょうか。

○子育て支援課長

合計4名の方に応募いただいております。4名の方から、まずは書類の審査、次に面接させていただきまして、2名の方を選出させていただいております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。それでは、議案第

19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、「その他」に入ります。「(1)平成29年度における教科書展示会について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。「平成29年度における教科書展示会について」ご説明いたします。議案30ページ、その他(1)指導課をご覧ください。平成29年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校の教科書、及び平成30年度使用の小学校「道徳」の教科書と、特別支援学校及び特別支援学級の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間と場所は、第1回が6月16日から7月2日までで、場所は生涯学習センター3階の文学ミュージアム資料室です。第2回は同じ場所で、7月21日から8月31日までとなっております。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。これは、飾っただけで、誰かレクチャーする方はいらっしゃるのでしょうか。展示してあるのみでしょうか。

○指導課長

はい、指導課長でございます。申し訳ございません、展示のみとなっております。

○五十嵐委員

その他よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○教育長

それではこれより、報告第6号に入りますが、会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人無し】

○教育総務課長

五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

議事を再開いたします。それでは、報告第6号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。報告第6号「平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」ご説明申し上げます。別冊2をご覧ください。5月の教育委員会で、未選任でありました市川市PTA連絡協議会会長が、平成29年5月18日に同会総会で承認されましたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、別紙のとおり選任したことをご報告させていただきます。これは、平成29年度教科用図書葛南西部採択地区協議会の第1回が、6月2日に迫っており、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、教育長の臨時代理とさせていただいたものでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、報告第6号を終了いたします。それでは、指導課からの申し出がございましたので、非公開議案を回収いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

それでは、これをもちまして平成29年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時32分閉会)